

【新設】（仮想通貨信用取引に係る利益相当額等の外貨換算）

2-1-49 法第61条第7項《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》に規定する利益の額又は損失の額に相当する金額の円換算は、当該事業年度終了の日の13の2-1-2《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》に定める電信売買相場の仲値による。ただし、継続適用を条件として、当該利益の額に相当する金額については13の2-1-2に定める電信買相場、当該損失の額に相当する金額については13の2-1-2に定める電信売相場によることができるものとする。

【解説】

- 1 仮想通貨信用取引のうち、期末に未決済となっているものについては、決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入することとされている（法61⑦）。
- 2 そこで、仮想通貨信用取引が外国通貨で支払を受ける、又は外国通貨で支払うこととされている場合には、期末時点においてその決済したものとみなして算出する金額をいかなる為替レートにより円換算するかが問題となる。
- 3 この点について、みなし決済規定に基づく損益の円換算も、実際の外貨建取引の円換算と同様に取り扱うべきであることから、期末日における対顧客直物電信売相場（T.T.S）と対顧客直物電信買相場（T.T.B）の仲値（T.T.M）により円換算した金額によることを原則とし、継続適用を条件として、益金である利益相当額についてはT.T.B（買相場）、損金である損失相当額についてT.T.S（売相場）により円換算することも認められる。本通達では、このことを明らかにしている。
- 4 なお、連結納税制度においても同様の取扱い（連基通2-1-52）を定めている。